

「御同朋の社会をめざす運動」大阪教区委員会 運営にかかる内規

(目的)

第1条 この内規は、「御同朋の社会をめざす運動」大阪教区委員会設置規則（平成24年区令第1号・以下「設置規則」という。）に基づき、大阪教区における「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）を強力に推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」大阪教区委員会（以下「教区委員会」という。）の運営及び実動にかかる具体的な事項について定めることを目的とする。

(常任委員会)

第2条 常任委員会は、教区委員会の委任に基づき、実践運動の総合基本計画及び重点プロジェクト推進計画の実践にかかる具体的な方策について調査審議するとともに、これを樹立して事業の分担、協議及び調整を行うほか、臨時緊急の必要ある事項を処理する。

2 常任委員会は、その処理した事項について教区委員会に報告する。

(部会)

第3条 教区委員会に、実践運動の所掌事項を分掌するため、部会を置く。

2 部会の設置については、常任委員会において協議し、教務所長が教区委員会に諮って定める。

(組織)

第4条 部会は委員若干人で組織し、教区委員会委員のうちから教務所長が指名する。

2 部会に、部長1名、副部長2名以内を置き、部会委員の互選した者をもってあてる。

(専門委員会)

第5条 部会に、各種事業を強力かつ円滑に推進するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、部会の委員及び専門的知識を有する者のうちから、委員長が指名する専門委員若干人で組織する。

3 専門委員の任期は、教区委員会委員の任期に準じ、再任されることがある。

(招 集)

第6条 部会及び専門委員会は、教務所長が招集する。

(補 則)

第7条 この内規の施行について必要な事項は、教務所長が定め、見直しをすることができる。

附 則

1 この内規は、2012(平成24)年10月11日から施行する。

附 則

1 この内規は、2014(平成26)年2月14日から施行する。